

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、景品表示法に基づく措置命令（平成30年5月22日付け）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、弊社が運営する「宮崎県日南市塚田農場」及び「宮崎県日向市塚田農場」並びに「鹿児島県霧島市塚田農場」と称する店舗（以下「塚田農場店舗」と総称します。）においてそれぞれ供給する「チキン南蛮」、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する各料理（以下「本件料理①」と総称します。）を一般消費者に提供するに当たり、平成29年4月17日から同年8月22日までの間、塚田農場店舗におけるメニューにおいて、あたかも、地鶏を使用しているかのように示す表示をしておりました。

また、弊社とライセンス契約を締結する事業者が経営する「宮崎県日南市じとっこ組合」、「宮崎県日向市じとっこ組合」及び「～宮崎日南幻の地鶏焼～ じとっこ」と称する店舗（以下「じとっこ店舗」と総称します。）を通じて供給する「チキン南蛮」及び「椎茸つくね南蛮」と称する各料理（以下「本件料理②」と総称します。）を一般消費者に提供するに当たり、平成28年9月1日から平成29年9月3日までの間、じとっこ店舗におけるメニューにおいて、あたかも、地鶏を使用しているかのように示す表示をしておりました。

しかし、実際には、「チキン南蛮」と称する料理にはブロイラーを、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理にはほとんどブロイラーを、「椎茸つくね南蛮」と称する料理には地鶏ではない親鶏等を、それぞれ使用しておりました。

これらの表示は、本件料理①及び②について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

弊社は、弊社の店舗をご利用いただきましたお客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。弊社は、措置命令を受けたことを真摯に受け止め、再発防止に全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月14日

株式会社エー・ピーカンパニー

代表取締役社長 米山 久

【お客様からのお問い合わせ先】

エー・ピーカンパニーお客様窓口

TEL 0120-155-197

受付時間：平日・土日・祝日午前10時～午後7時

【報道関係者からのお問い合わせ先】

マーケティング部広報担当土田、上原

TEL：03-6435-9663

（受付時間：平日午前10時～午後6時）